

## 須賀川市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第9項の規定により、令和7年度財政援助団体等監査の結果を次のとおり公表する。

令和7年11月26日

須賀川市監査委員 宗形 充  
須賀川市監査委員 鈴木 正勝

記

### 1 準拠基準

須賀川市監査基準

### 2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査

### 3 監査の対象及び所管課

#### (1) 「令和6年度 須賀川市農業公社運営費補助金」

団体: 公益財団法人 須賀川市農業公社 理事長 板橋 圭寿

所管課: 経済環境部農政課

#### (2) 「令和6年度 須賀川牡丹園保勝会事業費補助金」

「令和6年度 須賀川牡丹園保勝会運営費補助金」

「令和6年度 須賀川市フラワーセンター管理運営業務委託」

「令和6年度 須賀川市牡丹会館管理運営業務委託」

団体: 公益財団法人 須賀川牡丹園保勝会 理事長 柳沼 直三

所管課: 文化交流部観光交流課

### 4 監査の着眼点

#### (1) 財政援助団体監査

補助金に係る出納その他の事務が適正に行われているか、事業が目的に沿って適正かつ効果的に行われているか、また、補助金の交付団体に対し指導監督が適切になされているかを主眼として実施した。

#### (2) 公の施設の指定管理者監査

委託金額に係る出納その他の事務が適正に行われているか、事業が指定管理者としての目的に沿って適正かつ効果的に行われているか、また、指定管理者事業に対する指導監督が適切になされているかを主眼として実施した。

### 5 監査の期間

令和7年8月6日から令和7年11月26日まで

## 6 監査等の主な実施内容

あらかじめ監査対象団体及び所管課に監査資料等の提出を求め、これを基に書類審査を行うとともに、対象団体及び所管課から説明を受けて実施した。

## 7 監査の結果

監査の結果は、概ね適正に執行されていると認められた。

また、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭で改善を促した。